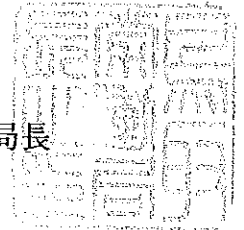


鳥労発基 0326 第 1 号
平成 30 年 3 月 26 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する
省令等の施行等について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 9 日公布及び告示されました高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 14 号）及び高圧室内作業主任者免許試験及び潜水土免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 24 号）により、高圧室内業務における火傷等の防止に関する規制及び潜水土免許等の資格を取得できる者の範囲が別添のとおり改正されました。本改正省令及び告示は、平成 30 年 2 月 9 日施行及び適用されております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。



○厚生労働省令第十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づき、高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第一条 高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(火傷等の防止)

第二十五条の二 (略)

2 事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、又は厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。

3 事業者は、高圧室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、又は前項の厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。

(免許を受けることができる者)

第四十七条 高圧室内作業主任者免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一 高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの
- 二 その他厚生労働大臣が定める者

改正前

(火傷等の防止)

第二十五条の二 (略)

2 事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。

3 事業者は、高圧室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。

(免許を受けることができる者)

第四十七条 高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したものに対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(免許を受けることができる者)

第五十二条 潜水士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一 潜水士免許試験に合格した者
- 二 その他厚生労働大臣が定める者

(免許を受けることができる者)

第五十二条 潜水士免許は、潜水士免許試験に合格した者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|---|-------------|---|
| 別表第四(第六十二条関係) | | | |
| (略) | | | |
| 高圧室内作業主任者免許 | 一 高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの | 高圧室内作業主任者免許 | 高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの |
| (略) | 二 高圧則第四十七条第二号に掲げる者 | (略) | |
| 潜水士免許 | 一 潜水士免許試験に合格した者 | 潜水士免許 | 潜水士免許試験に合格した者 |
| | 二 高圧則第五十二条第二号に掲げる者 | | |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二十四号

高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）第二十五条の二第二項ただし書、第四十七条第二号及び第五十二条第二号の規定に基づき、高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示

（高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程の一部改正）

第一条 高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第三百三十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

高圧室内作業主任者及び潜水士免許規程

(高圧室内作業主任者免許を受けることができる者)

第一条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)第四十七条第二号の厚生労働大臣が定める者は、外国において高圧室内作業主任者免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、高圧室内作業主任者免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者(高圧室内業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。)とする。

第一条の二 (略)

(潜水士免許を受けることができる者)

第二条 高気圧作業安全衛生規則第五十二条第二号の厚生労働大臣が定める者は、外国において潜水士免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、潜水士免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者(潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。)とする。

第二条の二 (略)

(実施方法)

第三条 第一条の二及び前条の免許試験は、筆記試験によつて行う。
2 第一条の二及び前条の免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。

改正前

高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程

(新設)

第一条 (略)

(新設)

第二条 (略)

(実施方法)

第三条 前二条の免許試験は、筆記試験によつて行なう。
2 前二条の免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。

(細目)

第四条 第一条の二、第二条の二及び前条に定めるもののほか、第一条の二及び第二条の二の免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

(細目)

第四条 前三条に定めるもののほか、第一条及び第二条の免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

(高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部改正)

第二条 高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等(平成

二十六年厚生労働省告示第四百五十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(厚生労働大臣が定める区間等)

第三条 (略)

2 (略)

3 規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。

一 (略)

この式において、 P_{N_2} 、 P_{O_2} 、 P_{H_2O} 、 R 、 t 、 k 、 Q_{N_2} 及び e はそれぞれ次の値を表すものとする。

P_b 、 P_{N_2} 、 P_{O_2} 、 P_{H_2O} 、 R 、 t 、 k 、 Q_{N_2} 及び e は
当該区間が始まる時点のゲージ圧力(第四項及び第五条において「圧力」という。)(単位 キロパスカル)

4 (略)

(準用)

第四条 (略)

(厚生労働大臣が定める場所)

第五条 規則第二十五条の二第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場所は、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部(以下この条において単に「内部」という。)の気体が、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める値未満の酸素分圧である酸素、窒素又はヘリウムである場所とする。

一 内部の圧力が〇・八メガパスカル以下である場合 次に定める式

(厚生労働大臣が定める区間等)

第三条 (略)

2 (略)

3 規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。

一 (略)

この式において、 P_{N_2} 、 P_{O_2} 、 P_{H_2O} 、 R 、 t 、 k 、 Q_{N_2} 及び e はそれぞれ次の値を表すものとする。

P_b 、 P_{N_2} 、 P_{O_2} 、 P_{H_2O} 、 R 、 t 、 k 、 Q_{N_2} 及び e は
当該区間が始まる時点のゲージ圧力(第四項において「圧力」という。)(単位 キロパスカル)

4 (略)

(準用)

第四条 (略)

(新設)

により求めた酸素分圧

$$P_{O_2} = 120P + 21$$

この式において、 P_{O_2} 及び P は、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{O_2} | 酸素分圧 (単位 キロパスカル)

P | 内部の圧力 (単位 メガパスカル)

二 | 内部の圧力が 0.8 メガパスカルを超える場合 百十七キロパスカル